

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十五条第四項の規定に基づき協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年大蔵省告示第四十号）（第四条関係）

改正案	現行
<p>1 (略)</p> <p>2 信用協同組合等の子会社等（協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。次項において同じ。）に協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条の二第三項に規定する関連法人等が含まれる場合の調整自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した自己資本比率告示第二条の算式における自己資本の額に当該信用協同組合等の関連法人等（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十四条第二号に規定する関連法人等をいう。）の自己資本比率告示第十一条の算式における自己資本の額に相当する額を加えたものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 信用協同組合等の子会社等（協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。次項において同じ。）に<u>関連法人等</u>（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第三十六条第六項第二号に規定する<u>関連法人等</u>をいう。以下この項において同じ。）が含まれる場合の調整自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該<u>関連法人等</u>を除いて算出した自己資本比率告示第二条の算式における自己資本の額に<u>当該関連法人等の自己資本比率告示第十一条の算式</u>における自己資本の額に相当する額を加えたものとする。</p> <p>3 (略)</p>